

# 外装基準の改正及び適用猶予の解除のお知らせ

## ～ 現状のまま変更なし ～

以前よりお伝えしておりました、来年の4月1日から実行することになっていた、いわゆる外装基準（外装部分に対して基本的に2.5R以上の曲面をもたせるというもの）の改正に関して、国土交通省は本日付で、これを行わないことを正式に発表しました。

外装基準の改正は、道路運送車両法 保安基準第18条「車枠及び車体」細目告示別添20「外装の技術基準」が改定され、2009年1月1日以降に製作された自動車が適用され、現在猶予期間で来年4月1日より実行する予定となっていたものです。（告示2007年6月29日）

本日、発表になった関係資料を添付致します（関係事項=ピンクのマーカー）が、非常にわかりづらい表記になっていますのでご注意下さい。下記にて関連事項を紹介致します。

適用猶予の解除により、エアロパーツ、各種エンブレム、一部該当マフラー等の外部突起に関しては従来通り現状と変わらない「車体の外形その他自動車の形状が鋭い突起を有し、（略）他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする」といった基準となります。

なお、第1節（いわゆる自動車メーカーの新車で登録前の車両）については従来から2.5Rが適用されていますのでお間違いの無いようご注意願います。

記

【基準の詳細については下記にてご確認ください】

国土交通省自動車交通HP <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

↓

保安基準等（左側アイコン）

↓

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html)

保安基準等関係基準の条文検索一覧表⇒第18条の細目告示別添20外装の技術基準  
別添20外装の技術基準

その他、第18条 細目告示別添21、22も本件に関わる条文になります。

以上









### 【改正概要】

- 型式指定時等には「乗用車の外部突起に係る協定規則（第 26 号）」に適合しなければならないこととします。
- 車検時等には「鋭い突起を有し、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでなければならないこと」を要件として課すほか、自動車の最外側から突出するアンテナ及び外開き式窓並びにホイールのリムの最外側から突出するホイールナット等を禁止することとします。

### 【適用時期】

- 平成 29 年 4 月 1 日

### (7) その他

- 既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## II. 装置型式指定規則の改正

「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととします。

### 【改正概要】

- 特定装置の種類について、昼間走行灯を追加します。
- 「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」に基づき認定された昼間走行灯について、型式指定を受けた装置とみなすこととします。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、昼間走行灯は  $a \geq 5$  とします。



## III. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1 型式につき 12.5 万円から 64.2 万円の範囲で規定することとします。

## IV. その他、所要の規定の整備を行うこととします。

### 3. スケジュール

公布：平成 28 年 10 月 7 日

施行：平成 28 年 10 月 7 日（I. (1)、(4) 及び (7) については平成 28 年 10 月 8 日）

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_mar16.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar16.html)